

平成17年度第3回定例会
町田市教育委員会会議録

1、開催日 平成17年(2005年)6月1日

2、開催場所 第三、第四会議室

3、出席委員 委員長 富川快雄
委員名取紀美江
委員井関孝善
委員岡田英子
教育長山田雄三

4、署名委員 委員長
委員

5、出席事務局職員 学校教育部長 安藤源照
生涯学習部長(兼) 五十嵐 隆
大地沢青少年センター所長事務取扱
学校教育部参事(兼) 畑 久男
教育総務課長
教育総務課管理主幹 飯島博昭
施設課長 井上正一
施設課主幹 金子敬
学務課長 牧田恵次
指導課教育センター担当課長 田原克人
指導課副参事 坂本修一
指導主事 澤井陽介
社会教育課長 天野三男
社会教育課市民大学担当課長 砂田勉
社会教育課管理主幹 市川修
社会教育課主幹 田中久雄
スポーツ課長 荒木純生

図書館副館長兼図書館副参事	守 谷 信 二
博物館副館長	畠 山 豊
博物館主幹	松 本 司
公民館長	阿 部 君 子
ひなた村所長	岡 本 春 夫
国際版画美術館副館長	園 部 芳 祐
国際版画美術館主幹	河 野 實
書 記	砂 川 聰
書 記	堀 場 典 子
速 記 士	波多野夏香（澤速記事務所）

6、提出議案及び結果

議案第19号	町田市障がい児就学相談委員会委員の委嘱及び任命に関し同意を求める ことについて	同 意
議案第20号	町田市情緒障がい学級（不登校）入退級相談委員会委員の委嘱（解嘱） に関し同意を求ることについて	同 意
議案第21号	町田市人権教育推進委員会委員委嘱の臨時専決処理に関し承認を求める ことについて	承 認
請願第10号	2006年度から使用される中学校教科図書の採択にあたって保護者の意見 を尊重すること等を求める請願	不 採 択
請願第11号	中学校教科書の採択に関する請願	不 採 択

7、傍聴者数 32名（意見陳述人2名を含む）

8、議事の大要

午前10時開会

委員長 ただいまより第3回定例教育委員会を開会いたします。

本日の署名委員は名取紀美江委員です。

日程に従って審議をしてまいります。

まず、日程第1、月間活動報告を行います。

教育長から説明をお願いします。

教育長 それでは、5月13日の定例教育委員会以降の主な活動状況についてご報告をいたします。

まず、15日ですが、町田市文化協会の新年度の総会がございまして、出席をいたしました。

16日は都市教育長会がございまして、平成18年度、来年度の東京都予算に対する都市教育長会としての要望事項等々について協議をいたしました。

17日には、日本・チェコ友好協会が来訪というふうなことで、これについては、2005年、日・EU市民交流年のオフィシャルプログラムということで、チェコのプラハ近郊の町や村、合わせて18の自治体の代表者が来日をいたしまして、この日に町田に参りました。市では、市長に表敬訪問をして、その後、市街地を見て歩きまして、茶道協会による野立てだとか、それから宿泊につきましては大地沢青少年センターで宿泊をいたしまして、夜には歓迎イベントだとか、そういうものがございました。それには私は出席をしておりませんが、生涯学習部長とか社会教育課長が出席をしております。

18日に青少年委員の委嘱伝達がございまして、第1回目というふうなことで開きました。

同じ日に、中学校教育研究会、いわゆる中教研の総会がございました。各教育委員にご出席をいただきました。中教研の方で記念講演と申しますか、杉並区の学校コーディネーターの方のお話がございまして、職場体験のお話がございました。

同じ19日に、関東甲信静連合会総会がパルテノン多摩で開かれました。

24日、小学校PTA連絡協議会の定期総会がございまして、委員長と出席をしております。

26日、27日については、全国都市教育長協議会の定期総会が開かれまして、出席をしております。これについては、教育財政だとか学校教育だとか生涯学習だとか、そういう分科会に分かれて研究大会も行ったところです。

28日は中学校PTA連合会の定期総会、いわゆる中PT連の総会が町田第一中学校の体育館で開かれまして、各委員が出席をしております。

29日、これは恒例ですが、自然休暇村がございます川上村の山菜まつりが行われまして、武蔵野だとか三鷹だとか、埼玉県の蕨市、川上村に施設を有する友好都市の代表とい

うことで、市長が出席をできないということで代理で出席をいたしまして、開会式にあいさつをしているところでございます。

主な活動状況については以上でございます。

委員長 両部長から何か補足がありましたらお願ひします。

生涯学習部長 特にございません。

学校教育部長 特にございません。

委員長 各委員から、活動報告に関して、何か参加したことについての感想やら質問やらありましたらお願ひします。

名取委員 今、都市教育長会で予算要望を出したとおっしゃられていましたけれども、どんな内容で、どんなことに重点を置いた予算の要望を出されたのでしょうか。

教育長 予算要望につきましては、町田市としては少人数学級を実現してほしいというふうなものが主なものです。あと、26市ですから、それぞれ、例えば小学校にもスクールカウンセラーを置いてほしいだとか、学校の施設、例えば耐震補強工事について都の補助金をだとか、そういうふうな内容でございます。これについては、都市教育長会を通じて、あるいは都市市長会を通じてというふうなことで、それぞれ東京都に、夏に向かって要望をしていくということでございます。かなり多岐にわたっております。

井関委員 今回は1つ、小学校の生活指導補助者制度について報告させていただきます。

今年度から始まった小学校の生活指導補助者制度について、指導主事訪問とよその小学校で運動会に行った折に、校長先生方から、「完全なヒットです。もっと長くしてほしい」というお褒めの言葉をいただきましたので、報告いたします。

この制度では、1年生に入った4、5、6の3ヶ月に限ってですが、先生が授業を早く始められるよう、新入生全員を席に着かせるとか、授業中の学習指導など、朝の登校時から下校までいろいろなことを指導してくださっていますが、授業を参観したときには、あるクラスでは、授業開始時に担任の先生がけんかかけの対応をしている、その間に残った児童をまとめている光景、それから授業中席を立ちたがる情緒障がいに近い児童につきつくりで面倒を見ている様子など、指導者がいなければ学級が混乱してしまう状態でした。運動会のときも、土曜日に勤務を振りかえてもらってお世話を聞いていただいました。

1月の教育委員会では、児童数が31名以上の学級を対象とするという説明がありまし

た。多分岡田委員だったと思うんですが、31人でなくとも可能にならないかというようなことを要望していたので、そのときに幅を持たせて運用するというような答弁があったんですが、ことしは予算の制限からでしょうか、31人というのを厳格に守られたようで、困った学校もあったと聞いております。学級に影響を与える問題のある児童が1人でもいれば、児童数の多少には関係がないということだと思うんですけれども。この制度は、ことしは今月いっぱい切れてしまいますが、その成果、問題点などが集まつてくると思いますので、これらの反響を参考に、珍しくヒットと言われていることでもありますし、対象学級をふやすように、それからまた、実施期間も長くなるようにご尽力できればとお願いしたいと思います。

委員長 これは6月いっぱいじゃなくて、3日まででしたね。

教育長 3日までです。

岡田委員 今の井関委員のお話をさらに支援する形なんですけれども、やはり30人以下でも必要とされる学級がありますので、今年度の反省が出てくるということで、それからでも遅くはないんですけれども、ぜひ来年度も引き続きできることと、それから30人以下の学級にも というよりも各クラスに配置できるようにできるといいなと思います。努力をしていっていただけたらと思います。

それ以外で、学校訪問に2カ所行ったんですけれども、どちらもそれぞれの教育の取り組みがとても光っていたんですけれども、小山田の方は竹林に囲まれているという地域の利を生かして、とてもユニークな教育を校長先生みずから 校長先生だけじゃなくて、本当に学校の先生一丸となっていろいろな取り組み、竹を利用したいろいろな教育の機会、そして、さらにそこから国際的な、タイの小学校だと思うんですけれども、そちらとの友好を結んでいくというふうなところまで発展させていくということで、非常にユニークな取り組みをされていて感心して帰ってきました。

また、金井小学校の方は1人1人の児童に対してきめ細かい指導がされているということと、それから授業改善というんですか、もう既に立派な授業をされているんですけれども、授業研究が本当によくなされていて、お1人お1人の先生がとても真剣に授業に取り組んでおられました。

ただ、ここで1つちょっと、今度、特別支援がいよいよことしからということで案が出されるということなんですねけれども、みどり学級という名前であるんですけれども、そうした場所でとても落ちついた環境で、今、個人個人のプログラムを組んでもらって教育を

受けていることのできている子どもたちが、果たして普通級、学級の方にまぜられたときに今と同じだけの教育が受けられるかということを考えたときに、選択肢として、やはりみどり学級のような学級が残っていてもいいのかなというようなことをちょっと考えさせて帰ってきました。学校訪問等に関しましては以上です。

名取委員 これは活動状況の中でちょっと抜けているんですけれども、5月16日に、つくし野中の道徳地区公開講座に出席してきました。2年生なんですけれども、あいさつについてということで授業をしておりましたけれども、あいさつというのは、日常交わされているあいさつは親近感を増すのに大事な習慣であるということを勉強してありました。そして、あいさつだけではなくて、そのほかの言葉遣いについて、テキスト形式で学級委員が司会進行をしながら問題を出し合っておりました。

例えば「全然天気がいい」とか、「すごいおいしい」というのは合っているか間違っているかということで問題が出されていましたけれども、それは間違ってはいないということで、使い方は合っているということで私たちもびっくりしたんですけども、全然天気がいいという否定の後に肯定がつくというのは、昔は全然天気がいいという言葉遣いをしていたそうですということを改めて勉強しました。すごいおいしいというのは、最近肯定されてきたというか、使われるような言葉で、決して間違ってはおりませんけれども、年配の方にはちょっと違和感があるかもしれないというふうに学級委員の司会進行の人たちが言っておりました。

言葉遣いについて、そういう問題でクイズ形式の勉強をするのは子どもたちもとても楽しみですし、司会進行の学級委員もかなりの勉強をしておりまして、スムーズに授業が進んでいたように感じました。見ていてとても楽しい授業だったと思いました。

委員長 今の委員の中で、岡田委員でしたか、特別支援教育はその後どういう展開になっているのか、今わかっている範囲で教えてください。

教育長 特別支援教育については、18年度か19年度に移行するのか、国や東京都の動向もまだ見きわめなければなりませんが、町田市としては、特別支援教育のための検討委員会を今年度発足させたいということで、今、もちろん保護者の代表だとか、そういう方にも入っていただく予定ですが、人選をしているところです。

岡田委員さんからご指摘がありましたが、いわゆる特別支援教育に移行をしても、特別支援教室には3つのタイプがあるんだと思います。いわゆる固定級的なもの、それから通級的なもの、それから通常の学校に置かれる特別支援教室。いわゆる普通学級に入って、

必要に応じて、ある時間だけ必要な教育を受けるというふうなCタイプ。A、B、Cのタイプがあると思いますので、その辺のところを含めて検討会の中で検討していただいて、なるべくスムーズな特別支援教育の移行ができるようにというふうに考えてあります。

したがいまして、当面はその委員会をなるべく早い時期に発足をさせて検討するということでございます。

委員長 ほかにございますか。 ないようですので、以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項を審議いたします。

議案第19号 町田市障がい児就学相談委員会委員の委嘱及び任命に関し同意を求めることについてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第19号は、町田市障がい児就学相談委員会委員の委嘱及び任命に関し同意を求めるものでございます。

本件につきましては、この5月31日をもって町田市障がい児就学相談委員会委員の任期が満了しましたので、設置要綱に基づきまして、次のページからございますが、79名の方を町田市障がい児就学相談委員会委員に委嘱あるいは任命をするというものでございます。

任期につきましては2年間ということで、6月1日から2007年5月31日までです。

別紙をごらんいただきたいんですが、4枚ほどございますが、それぞれ選出区分がございまして、お名前、住所、そして備考欄には、新任あるいは再任の別というふうなことで書かせていただきました。全部新任です。

委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

井関委員 1つは質問ですけれども、この委員ですが、79名もいらっしゃって始まっていますので、委員会というか、討論をするというよりも、むしろ子どもの観察とか、保護者との面接とか、そういうような実務的なものを分担してやられるのかなと思っていますが、それでよろしいかということ。

あともう1つは、これは感想ですけれども、ほとんど市の職員に関係されている方ですが、3名の幼稚園とか保育園の方以外に6名も都立養護学校の先生にお願いできているというのを大変ありがたいことなのかなと思います。

先ほどの質問は、要するに実務が主となるのかということです。

指導課副参事 井関委員のご指摘のとおり、79人が一堂に介して会議を行うということではございませんで、およそ本年度約14回の就学相談会を予定しております。就学相談にかかわりますのは、1回当たり20人前後の先生方をお願いしまして、おっしゃられますように、事務内容としては、行動観察ですとか、面接ですとか、発達の検査ですとか、そういうようなことの業務をお願いしております。

委員長 ほかにございますか。よろしいですか。以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第19号 町田市障がい児就学相談委員会委員の委嘱及び任命に關し同意を求めるについてには、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり同意することに決しました。

議案第20号 町田市情緒障がい学級（不登校）入退級相談委員会委員の委嘱（解嘱）に關し同意を求めるについてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第20号は、町田市情緒障がい学級（不登校）入退級相談委員会委員の委嘱（解嘱）に關し同意を求めるものでございます。

本件につきましては、入退級相談委員会委員に異動が生じたために、設置要綱に基づきまして解嘱、あるいは新たに委嘱をするというものでございます。

今回委嘱する委員の任期につきましては、この6月1日から2006年5月31日までということでございます。

次のページに、新たに6月1日付で委嘱をする先生、そして3月31日異動に伴いまして解嘱をされる先生、それぞれ記入をさせていただきました。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

岡田委員 この委員の任命についての質問ではないんですけれども、こうした不登校と言われている子どもたちの現状について簡単にご説明をお願いしたいのと、それから、学齢期を過ぎた場合、こうした不登校ではなくて、今度は引きこもりというふうになるのかもしれませんけれども、移行というか、過ぎた後はどうなるのかということをお伺いしたいんです。

指導主事 不登校の現状についてですが、町田市の場合、特にこのところ数年、増

加あるいは減少というふうな傾向ではなくて、横ばい、やや減というふうな形で推移をしております。ちなみに、不登校状況の児童生徒の把握につきましては、指導主事が各学校からヒアリングをする形で個別に状況を把握しているというところでございます。その子どもたちが卒業した後の状況というのは、教育委員会の方では追跡調査をしたりするようなことは行っておりません。

岡田委員 学齢期を過ぎた後は、じゃ、もうそのまま出たらさようならというか、保健所ですか、そういうところに、こういう状況の方ですよというような報告とかは一切ないんでしょうか。

指導主事 社会教育課だったと思うんですが、巡回相談という形で、相談員の方が不登校状態あるいは引きこもり状態の子どもたちのお宅へ、中学生、高校生あたりまで対象にして巡回をして、その報告会を指導主事も参加させていただいて共有しているという取り組みは行っておりますが、すべての子どもたちを対象にできているという現状はございません。

委員長 ほかに何かございますか。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第20号 町田市情緒障がい学級（不登校）入退級相談委員会委員の委嘱（解嘱）に関し同意を求めることについては、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり同意することに決しました。

議案第21号 町田市人権教育推進委員会委員委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めるについてを審議いたします。

教育長から説明をお願いいたします。

教育長 議案第21号は、町田市人権教育推進委員会委員委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めるものでございます。

本件につきましては、町田市人権教育推進委員会設置要綱に基づき、委員を変更し、委嘱をするために臨時専決処理しましたので、本日、教育委員会で承認を求めるものでございます。

次のページをごらんいただきたいのですが、次のページと3枚目ですが、臨時専決処理というのは、一番上の小学校の校長ですが、3枚目にありますが、副校長、南三小の校長先生をお願いいたしましたが、校長会の方で事務分掌だとか役割分担が変わりまして、忠

生一小の校長先生にというふうなことがございましたので、小学校の校長先生のみ変更をさせていただきました。それで臨時専決処理をさせていただきましたので、本日、ご承認をいただきたいというものでございます。

委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第21号 町田市人権教育推進委員会委員委嘱の臨時専決処理に関し承認を求めることについては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり承認することに決しました。

続いて、請願第10号 2006年度から使用される中学校教科図書の採択にあたって保護者の意見を尊重すること等を求める請願を上程いたします。

本請願につきましては、請願者から口頭意見陳述の申し出がありますので、その取り扱いについてお諮りいたします。意見陳述の申し出を10分以内ということで認めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、10分以内での意見陳述を認めたいと思います。

休憩いたします。

午前10時22分休憩

午前10時23分再開

委員長 再開いたします。

ただいまから、請願者の意見陳述をお願いします。

渋谷請願人 堀地区子どもの明日を語る会の代表をしております渋谷世津子と申します。

後藤請願人 後藤幸江と申します。

渋谷請願人 2006年度から使用される中学校教科図書の採択にあたって保護者の意見を尊重すること等を求める請願をさせていただきます。

請願要旨。

- 1、事実に基づいた正しい歴史を学べる教科書を採択してください。
- 2、教科書の採択にあたっては保護者の意見も尊重してください。

3、意見を出せるように展示期間や展示会場の数を増やし、その情報を公開してください。

4、採択決定結果は、その理由を、できる限り公開してください。

請願理由を述べさせていただきます。

本年度は中学校の教科書採択の年度とお聞きしました。

昨今の中中国、韓国等の反日感情や、それに伴う行動についての報道を知るに付け、それが日本の歴史教科書と無縁ではないと考え、今回請願させていただきます。

TV報道と一緒に観ていた子どもから「どうして中国や韓国人達はみんなに怒っている？」と聞かれ改めて勉強をはじめました。新に検定に合格した教科書が、かつて私達の世代が学んできた歴史教科書と大きく違うことを知り、具体的な内容を確かめに近くの学校へ足を運びました。

太平洋戦争は「経済封鎖で追いつめられた日本」が「自存防衛のため」止むに止まれず開戦したと主張され、独立国・朝鮮（韓国）の主権と独立を奪って植民地にした事への反省は一言もなく、逆に大いに近代化に努めたと植民地支配を褒めたたえるものとなっていました事に驚きました。

「南京大虐殺」や「従軍慰安婦」の事実に衝撃を受け、そこから戦争のもたらす大きな罪を学ぶ事ができた私達でしたが、その様な事実が無かったかのような記述内容に違和感を覚えました。悪いこと、間違った事をした時には、素直に認め、謝るという子育てをしてきた私達には納得しがたいものです。

ドイツでは、かつて植民地であったポーランドと協力して、双方の立場を尊重した教科書を作っているという話を聞きます。中国や韓国の国民が、それができない日本を批判するのは、もっともだと思います。

後藤請願人 もう1つ気になるのが神話の部分でした。前回採択された教科書を見る機会があり、実はその内容に驚かされましたので、もう一度そこも確認しました。紹介させていただきますと、「天照大神とスサノオの命」という部分で、そこで神々は策を考え、祭りを始め、常世の長鳴き鳥を鳴かせる。アメノウズメの命が、乳房をかき出して踊り、腰の衣のひもを陰部まで押し下げたものだから、八百万の神々はどっと大笑いと書かれているところです。これはどのような意味だったのでしょうか。また、多感な中学生にどのように指導されたのでしょうか。疑問は尽きません。さすがに今回は記述への配慮がうかがえましたが、それでもこんなに必要なのでしょうか。我が子に真実を伝える事が、

学んでいる教科書と矛盾しないことを、心から願うものです。

渋谷請願人 教科書採択について、保護者や地域住民の意見を尊重していただけるとお聞きしております。その為にも私達保護者に解り易い情報を提供してください。早急にお願い致します。

私共の住む堺地区は特に中心部より遠く、市庁舎へ出向くのが困難です。各学校、各市民センター等に会場を設定し公開していただけると大変ありがとうございます。採択決定結果についても、その理由を市民に公開してください。

後藤請願人 真実の歴史を知る事がこれからの中高生には不可欠です。世界で胸を張って行動できる子ども達のために、最善なご判断をしていただけるようお願い申し上げ、意見陳述を終わります。

委員長 休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

委員長 再開いたします。

請願第10号に関しまして、願意の実現性、妥当性、その他について、教育長の説明をお願いします。

教育長 請願第10号ですが、請願項目につきましては4点ございます。教育委員会の考え方を順次申し上げます。

まず1点目ですが、採択の候補となっている教科書は、いずれも文部科学省が行っている検定制度に合格したものでございます。町田市教育委員会といたしましては、検定制度に合格したすべての教科書を採択の候補として考えております。

次に2点目ですが、町田市の教科書採択は、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱にのっとって行われます。要綱には採択に至る手続が規定されており、教育委員会が調査研究を依頼する町田市立中学校教科用図書調査協議会が、教科ごとに編成される調査研究委員会や、各学校の報告及び教科書展示会における保護者、市民の意見を総合的に検討協議し、教育委員会にその評価、所見及び協議経過を報告することになっています。したがいまして、この過程で、保護者、市民の意見は参考にされるというふうに考えてあります。

3点目ですが、教科書展示会については、採択候補の教科用図書について市民に周知し、市民から意見をいただく大切な場であるというふうに考えております。展示会場につ

いては、昨年度は教育センター 1 力所でございましたが、今年度の中学校教科用図書の採択においては、教育センターと、ここの森野分庁舎の 2 力所にふやして実施をいたします。また、より一層多くの市民の声を聞くことができるよう、森野分庁舎では日曜日の開催も実施をいたします。また、インターネットでの周知についても現在準備中でございます。

意見陳述にもありましたが、堺市民センターだと市民センター等々のことですが、教科書採択候補本につきましては、教育委員会にセットで来る数に限りがありますので、それ以上場所をふやすということはなかなか難しいというふうに考えております。それでも、従前に比べて 2 力所にしたということと、日曜日にも開催をいたしますので、ぜひご利用いただければというふうに思っております。

4 点目ですが、町田市の教科書採択は、採択当日の教育委員会を公開するとともに、議事録についても開示対象としております。

ここで、願意の実現性、妥当性でございますが、本請願にあります展示会場の数をふやすことですか、保護者の意見を参考にすることなどにつきましては、基本的に町田市教育委員会の姿勢に合致をするものというふうに考えております。

一方、請願理由の趣旨は、特定の教科書発行者の教科用図書への批判というふうに思われます。

いずれにいたしましても、採択の際の判断に直接かかわる内容を含む本請願を採択することは、今年度の町田市教育委員会の教科書採択に対する誤解を生じたり、予断を与えたことになりかねないというふうに判断をいたします。

したがいまして、本請願は不採択とすべきというふうに考えます。

委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

岡田委員 こちらの請願でおっしゃっている、世界で胸を張って行動できる人間に育ってほしい、それから平和な国際社会を築いてほしいということは、恐らくだれもが願っていることだと思うんです。そして、そのために子どもたちを教育していく教科書を今採択しようとしているわけなんですけれども、実はこの事実に基づいた正しい歴史を学べる教科書の採択というのは、とても難しいことだと私は思うんです。事実というのは何かということが、歴史で実際にそこに生きていない以上、それは判定するというのがそれぞれの人間の責任になってくると思うわけです。歴史教科書が大変取り上げられているんで

すけれども、要するに中学校、小学校もそうですし、それからその先の学校もそうなんですけれども、すべての教科にわたって事実が何かを見きわめる力を持った子どもを育てていくこと、それが一番大事なことだろうと思うんです。

きょう請願にいらしてくれたお二方、大人がこうしてまた再び歴史を学ぼうとしている姿を見るということは、そういう意味で子どもたちにとっても非常にいい教育になっていると思います。そうしたことを続けていくというようなことが全教育課程にわたって行われますようにということで。

ただ、事実に基づいた教科書というものは、私にはとても判定し切れないということで、やはりこの言葉にとても縛られてしまうと採択できないなと思います。今の私の意見で、要するにすべての教科にわたって、そうしたことを個人個人が判断できる子どもたちを育てていきたいということでお許しいただきたいと思います。

それから、つけ加えることなんですけれども、これは公開ではないんですけれども、先月の定例会でもお話ししたというか、学校に1セットずつ教科書が巡回しておりますので、保護者の方であれば、恐らく校長先生の了解を得れば学校で見せていただけるのではないかと思います。そのところ、教育長、たしかそうですね。

教育長 各学校に回覧できますが、各学校には5日間ぐらいです。ですから、もしご要望があれば校長にお話をして、その間に各学校の先生方がまた見ている時間があると思いますので、校長先生にお話をいただいて、可能ならばそこで見ることはできるというふうに思います。ただ、学校では、展示会のようにどうぞというふうにはなかなかできないと思います。ですから、なるべくなら教育センターあるいはこの森野分庁舎で一定の期間やってありますので、足を運んでいただければというふうに思います。学校で見るのは、ちょっと時間的な制約が、先生もごらんになって、しかも5日間という日程で次の学校へ回さなきゃならないというあれがありますので。

委員長 学校の回覧は各校5日間で、あくまで教職員を対象とした回覧ということですので、原則、地域の保護者に公開するものではないけれども、特にご希望があれば、校長先生の許可を得られればという条件がつきますけれども、参考にしていただきたいというふうに思います。

ほかにございますか。 以上で質疑を終了いたします。

請願第10号の願意の実現性、妥当性、その他についての教育長の説明は不採択であります。請願第10号を不採択にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、請願第10号は不採択と決しました。

請願第11号 中学校教科書の採択に関する請願を上程いたします。

請願者から口頭による意見陳述を求められておりますので、その取り扱いについてお諮りいたします。10分の範囲で意見陳述を認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、10分の範囲で意見陳述を認めたいと思います。

休憩をいたします。

午前10時37分休憩

午前10時38分再開

委員長 再開いたします。

増渕請願人 本町田に住む増渕と申します。

5月に初めて町田市の教育委員会を傍聴いたしまして、少なからぬ驚きと焦りのようなものを感じ、40年余り中学校の社会科の教師をしていた者として、その思いを教育委員の皆さんに聞いていただきたいと思いまして陳述いたします。

1つは、教科書採択の方法についてですが、4年前より大きく変わってきたわけですが、先ほどの教育長さんのお話で、まだ まだと言ってはいけませんが、中学校で選び、そして中学校教育研究会の社会科部会で各学校のを持ち寄り、そして部会として選んで教育委員会に報告するというふうなシステムが残っているということを伺いましたので、そのシステムをぜひ生かしていただいて、現場の教師が本当に時間をかけて 今、現場には5日間しかになったんですけれども、それ以前は本当に時間をかけて2週間、3週間、1ヶ月近く、例えば社会科でいいますと、地理、歴史、公民と3種類が数社の教科書ありますと、地図帳を含めると20冊近い教科書を選ぶわけですね。したがって、いろいろと授業の合間、あるいは放課後に時間をかけて検討し、どの教科書が自分たちの子どもたちにわかりやすいかということを、子どもたちの顔も思い浮かべながら一生懸命選ぶわけです。ですから、そういうシステムをぜひ生かしていっていただきたい、そういうことを思います。

それから、今申し上げましたように、社会科だけでも数社あるわけです。ですから、9教科、各学年といいますと100冊を超える分だと思うので、それを5人の教育委員さんで

最終的に決定していただくというのは本当に大変なことだと思うんですね。そういう意味からいっても、ぜひ現場の教師たちが、自分たちが専門的な立場から、教えやすさとか、内容とか、わかりやすさとか、そういうことで選んできた教科書を、ぜひそのシステムを生かして尊重し、採択に生かしていってほしいと思います。

次に、2つ目の項目ですが、この前、5月に成瀬台の方の方が出された歴史教科書への資料を読んで、非常な危機感を持ちました。あの教科書は戦後五十数年は全くなくて、私たちは他社の五、六社の教科書の中からいろいろと選んできたわけですけれども、3年前に突然出てきたものなんですね。あれだけの確固とした信念をお持ちの方々が、なぜそれ以前はずっと黙っていて急に出してきたのか、その辺も非常に疑問はあるわけですけれども、それよりもここで私が申し上げたいのは、その新しく登場した教科書は、いわゆる現在の日本あるいは世界の歴史の流れからいっても当たり前の国民主権、国の主人公は国民であるという立場、それから何かいさかいがあったときには、国と国とでも、個人でもそうですけれども、話し合いで解決していこうという第1次大戦後の国際連盟とかパリ不戦条約とか国際連合とか、そういうふうな規約で、本当に平和を求める、そして国の主人公は国民だという立場の、世界の歴史の流れと逆らうものではないかと思うわけです。

そして、日本の皇室が長い歴史と伝統を持つものであるということを強調する余り、必要以上に神話を取り上げたり、あるいはそれにつながる神武天皇がないとかということですが、皆さんもご承知のとおり、神武天皇というのは紀元前の、日本でいえば縄文時代に当たるころの架空の人物でありますし、そしてその初代の神武天皇から神武綏靖、安寧、懿徳というふうに、明治時代の明治憲法のもとで、子どもたちは初代の天皇からずっと天皇の名前を暗記させられて育ち、そして最終的には若者たちが戦争に駆り立てられていった。そういうときに、その戦争は中国や朝鮮が日本に攻めてきて、日本を守るための戦争ではなくて、すべて日本から中国、朝鮮、東南アジアに出かけていっての戦争だったわけですけれども、それらの戦争をやむを得なかったとか、それから日本の戦争は正しかったんだというふうに断定的に書いているんですね。

歴史というのは古い時代のこともいろいろありますから、はっきりしない部分というのもたくさんあり、学説的にも、学者によってもいろんな考え方、立場があるので、私たちは教えるときに教科書を使いますけれども、それを、こういうことがあったんだとか、こういう資料があるよとか、こういう写真があるよとかというふうに、子どもたちが判断する材料をたくさん提供して、そして最終的な判断は子どもたちに任せる、判断力を持つと

いう意味も 中学生すぐに判断、こうだと自分の意見を持つことはできませんけれども、最終的にはいろんな判断する材料を与えて、そして自分の意見が持てる子どもたちを育てていく、そういう立場で歴史教育をやってきましたけれども、あの新しく登場しました教科書は、正しかった、こうだというふうにすべて断定していまして、それ以前の教科書の多くを否定して、自分たちの教科書だけが正しくていいというふうな主張を展開しているんですね。

そういう意味からいいましても、町田市の中学生、子どもたちが使う教科書にはふさわしくないのではないかということを申し述べたいと思います。

最後に、これは人間個人でもそうですけれども、国も当てはまることで、その人間が本当にすばらしくて、周りの人々から信頼されるとか、尊敬されるとかというのは、自分は家柄がいいんだとか、日本の国はすごい伝統があるんだとか、こういうこともやった、ああいうこともやったというふうに主張したり、吹聴したり、そういうことによって尊敬や信頼が生まれるものではないと思うんですね。個人的な人間についても、それは国についても当てはまると思うんです。

そういう立場、そして21世紀の今の時代は、本当に世界の人々の平和と豊かな暮らしを求めて、大きな国も小さな国もそれぞれを尊重し合い、古い伝統のある国も新しい国もそれぞれを尊重し合い、まずは自分の国民が豊かで安心して暮らせるように国民を大事にし、そして子どもたちを大事にする政治を行っていくような国、そして近くの国々はもちろん、世界じゅうの国と協力し、平和と豊かな21世紀を目指す、そういうふうな立場で教育が進められていってほしいなと思うわけです。

そういう立場で、私の意見を述べさせていただきました。終わります。

委員長 休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前10時48分再開

委員長 再開いたします。

請願第11号の願意の実現性、妥当性、その他について、教育長の説明をお願いします。

教育長 請願第11号は、請願項目としては2点というふうに思います。その2点につきまして、教育委員会の考え方を申し上げます。

まず1点目ですが、中学校教科用図書の採択に当たっては町田市立小・中学校教科用図

書採択要綱にのっとり、採択に必要な事項の協議を町田市立中学校教科用図書調査協議会に依頼をいたします。調査協議会は、教科ごとに専門的な調査機関として設置する教科用図書調査研究委員会の報告、各学校の報告及び教科書展示会における保護者、市民の意見を総合的に検討協議し、教育委員会に報告をいたします。したがいまして、教職員の意見は調査協議会の検討協議内容として反映をされるというふうに考えております。

2点目ですが、採択の関係ですが、今年度の町田市の中学校主要教科用図書採択の際の調査協議の観点については、内容、構成分量、表記表現、使用上の便宜の4観点を教育委員会として示しております。それらは、その具体的項目に示しているように、学習指導要領の踏まえ方、生徒にとってのわかりやすさ、教師にとっての学習展開のしやすさ等を重要な判断としていることにはかなりません。

そこで、願意の実現性、妥当性でございますが、本請願の請願理由、あるいはただいまの意見陳述による内容は、教職員の意見の反映を殊さらによく強調されている点、あるいは特定の教科書発行者の教科用図書への批判が中心となっているというふうに思われます。

そこで、これらのこと、いわゆる採択の際の判断に直接かかわる内容でございまして、そのことを含む本請願を採択することは、今年度の町田市教育委員会の教科書採択に対する誤解を生じたり、予断を与えたりすることになりかねないというふうに判断をいたします。

したがいまして、本請願は不採択とすべきものというふうに考えております。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。よろしいですか。 以上で質疑を終了いたします。

請願第11号に関し、願意の実現性、妥当性、その他についての教育長の説明は不採択でございます。請願第11号を不採択にすることに決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、請願第11号は不採択と決しました。

休憩をいたします。

午前10時51分休憩

午前10時56分再開

委員長 再開いたします。

日程第3、報告事項に入ります。

現在6点報告事項が出ておりますが、追加はございますか。　ないようですので、学務課から順にお願いします。質問その他は、全部終わってから一括して受け付けます。

学務課長　それでは、1点目の忠生第一小学校の過大規模校化対策についてご報告申し上げます。

忠生第一小学校の学区域では、ミニ開発等によりまして児童数の増加が続いてございます。現在の児童数の増加状況がこのまま続きますと、数年後には児童数は1000人を超える、31学級以上の過大規模校となり、教育指導や学校運営上の支障が懸念されることということから、この忠生第一小学校の児童数増加に対応するため、平成20年度新設校開校をめどに、基本設計委託料等の必要予算を2005年度予算に計上いたしました。その中で、市議会より「現在の財政事情並びに児童数の推移を考慮し、建設の是非を慎重に判断するため、設計委託料はじめそれに関連する予算の支出については充分考慮されたい旨」の附帯決議が寄せられました。

そこで、ことし4月1日の未就学児童数及び4月7日現在の児童数の実数から、改めて児童、教室数の予測を行いました。その結果でございますが、学務課の児童推計では従来と同じく、平成20年度においては最大32学級となりましたが、企画調整課によります長期児童推計では、平成20年度において30学級、平成24年度には37学級と推計、最大37学級で横ばいの状態が何年か進むのではないかという予測がされております。このことから、現時点での予測では、平成20年度においては忠生第一小学校教室数は不足はしないということになります。

については、地域からの新設校要望等がある一方で、市議会から附帯決議が付されたこと、また、今後ともこの地域の児童数推移を慎重に見きわめていく必要があること等、これらを総合的に検討した結果、新設計画を1年先送りすることといたしました。新年度におきまして最終判断をしていくことになろうかと思います。ただ、学務課、企画調整課の児童推計では、将来37学級まで児童が増加するとなっておりますことから、いずれは新設校の建設が必要と考えるところでございます。

また最近では、報道によりますと、文部科学省では学級編制基準を改めて、小学校1、2年生については1学級35人という方針も出てきているところでございます。このことは学級数に直接影響することでございますので、今後の動向を注意していく必要があると考えているところでございます。

社会教育課主幹 平成17年度町田市地域子ども教室推進事業についてご報告いたします。

この事業は文部科学省の委託事業で、子どもの居場所づくり新プランとして、国の緊急3カ年計画として平成16年度からスタートしております。この事業は、都教育委員会が事務局を務める都運営協議会が文部科学省より委託を受け、さらに区市町村教育委員会が民間団体とともに設置する実行委員会で採択を受ける形となっております。

実際は、実行委員会の活動拠点となる地域子ども教室が主体となり、事業を実施する形態となっております。活動の中心となる地域子ども教室は、学校の校庭あるいは教室並びに市民センター、町内会・自治会の会館などを会場に、地域の大人の方たちが指導・安全管理ボランティアとしてかかわり、放課後や週末の一定時間、継続的にスポーツや文化活動などさまざまな体験活動を行っています。

町田市では、実行委員会の代表に子ども生活部長、副代表に生涯学習部長がつき、平成16年度から実行委員会を組織し、青少年健全育成地区委員会等を母体とする4カ所の地域子ども教室で子どもの居場所づくり事業を行いました。

平成17年度につきましては、前年度から継続する2カ所と新たに地域から実施希望のありました6カ所、計8カ所で計画書をつくり、再委託の計画書を提出いたしました。その結果、町田市の実行委員会への再委託の内定がありました。

実施に当たりましては、文部科学省から今年度の地域子ども教室推進事業の正式決定がされる予定です。各子ども教室では、内定を受けた段階から実施に向けて準備を進めております。会場となります小中学校へは、運営等の配慮、また、市民センター等学校周辺で実施いたします子ども教室については、対象となる小中学生への周知等の協力を校長会を通じて依頼しております。

この事業の事務局事務は、教育委員会生涯学習部社会教育課と子ども生活部児童青少年課が担当しております。

別紙をごらんいただければと思います。ただいまお話ししました継続分として、南子ども教室、実施会場は南第三小学校となります。実施回数は年間で49回、水曜日と第3土曜日を実施日としております。対象人数は100名、延べ参加人数としては4900名を予定しております。堺子ども教室につきましては、相原小学校と武蔵岡自治会館、実施回数については年間55回、第1、第3水曜日と毎週土曜日を実施曜日として、対象人数については30名から60名の参加を予定しております。延べ人数は2380名。

新規分として6つあります。成瀬子ども教室、括弧にありますかえで文庫が子どもに対してのお知らせとしての名称となります。実施場所は成瀬センター、実施回数は年間71回、水曜日と土曜日、月8回ということです。対象人数は20名から50名で、延べ参加人数は1840名を予定しております。

野津田子ども教室、通称きつねはらっぱ・森の学校、この実施場所は野津田公園、実施回数については年間24回、土曜日、日曜日、月1回という形です。対象人数は20名から100名、延べ参加人数は815名です。

三輪子ども教室、通称三輪サタディスクールにつきましては、実施場所は三輪小学校、実施回数、年間16回、土曜日を予定しています。対象人数は20名から40名、延べ参加人数は760名です。

山崎子ども教室につきましては、通称子ども自由教室として、木曽山崎センターを実施場所としてあります。実施回数については年間20回、第1、第3土曜日、対象人数30名、延べ参加人数は600名を予定しております。

成瀬台子ども教室、これは実施場所を成瀬台中学校、成瀬台小学校、成瀬中央小学校ということで、成瀬台の青少年健全育成地区委員会が中心になって実施する予定です。実施回数は年間で166回、平日あるいは土曜日ということで予定されております。対象人数は25名から100名、参加延べ人数は7325名を予定しております。

南成瀬子ども教室については、わくわく子どもクラブという通称名になっておりますが、たからじまという名前で行うというふうに報告がありました。訂正をお願いいたします。実施場所、南成瀬小学校、実施回数は年間40回、水曜日と土曜日を予定しております。対象人数は60名、延べ参加人数は2420名を予定しております。

図書館副館長 2点ご報告をいたします。

まず第1点目、(仮称)町田市立文学館の補修工事等についてということでございますが、概略工程表を資料としてお手元に配付させていただいております。

ご承知のように、文学館でございますけれども、既存建物の施工不良の関係で、昨年10月以来、建設工事を中断されておりましたが、その間、躯体の調査あるいは補修工事等を行ってまいりました。5月25日に補修工事の完了検査をいたしまして、若干一部手直しがございましたので、5月30日、一昨日に補修工事がすべて完了いたしまして、元の建設事業者でございます間組の方が補修工事を終了して撤収もいたしました。そして本日、6月1日から本来の文学館の建設工事が再開をされております。本日から来年の3月17日まで

が文学館の建設工事の工期ということでございます。

詳細につきましては、お手元にお配りをいたしました工程表をごらんいただければとうふうに思います。

続きまして、2点目のご報告でございます。2004年度町田市立図書館統計書についてと
いうことで、前年度の図書館の活動実績がまとめましたので、ご報告をいたします。

特徴的な点だけを申し上げますけれども、まず、折ってあるところを開いていただきま
すと、「個人貸出冊数・点数」という表がございます。年間の図書あるいはA V資料の総
貸出点数がございますけれども、右端の方の総貸出数を見ていただきますと、404万3335
点というふうにございます。その下の段が前年度ですが、前年度は409万6000点余りです
ので、16年度については5万3000点ほど減になっております。これは中央図書館開館以
来、ずっと常に貸出数は伸びてきたわけですけれども、前年度になって初めて減に転じた
ということでございます。

この原因は、右の方の内訳を見ていただきますと、図書資料については、一般、児童と
もにいずれも貸出点数が前年に比べてふえているわけですけれども、雑誌、それからA V
資料が極端に減っております。これは、2004年度については資料費が大幅に減額をせざる
を得ないということがございまして、それを雑誌の購入タイトル数、それからA V資料の
購入の費用の減に充てたということがございますので、恐らくその資料購入費の減が貸し
出しに影響したものというふうに思われます。

ちなみに、今ごらんいただいている表の上の欄に「相模原市民の登録者数及び貸出数」
というのがございますが、ここも1998年に相模原と協定を結びまして相互の利用を開始し
たわけですが、この表は相模原市民で町田の図書館を利用されている登録者と貸出冊数な
んですが、この貸出冊数も、一番右の欄でございますが、1998年以来初めて2004年度で減
に転じております。恐らくこれも資料費等の影響かなというふうに考えられます。ちなみに、
相模原市民の貸出数は34万1000点余りですが、これは全貸出点数の8%でござ
います。

それから、最後のページをごらんいただきたいのですが、「リクエスト冊数」というの
がございます。これはビデオとかCDについてはリクエストを受けておりませんので、
本、雑誌等のリクエストですから冊数というふうになっております。これは毎年度伸びて
おりますが、2004年度は前年度に比べて1.9倍、2倍近い伸びになっております。これ
は、ごらんになっておわかりになるように、インターネットの予約というのを昨年の4月

から開始をしておりますので、このインターネット予約で倍増しているという状況にございます。

最後でございますが、その右端の下の方に「協力貸出冊数」というのがございますが、これは町田市立図書館で所蔵していない資料についての予約を都立図書館等の他の図書館からの借用で対応したものでございますが、これも毎年増で来たわけですが、2004年度になって初めてマイナスに転じております。これはまだ詳細な分析をしておりませんけれども、他の自治体の図書館の統計等も見てみると、やはり減になっているところが多いんです。1つ考えられるのは、都立図書館のこの3年か4年の方針転換、要するに区市町村立図書館に協力貸し出しをする事業を見直してきておりまして、市町村に貸し出さない資料の範囲が大分広まっているというようなこともございまして、そういったことが影響しているのかなという気がいたします。

以上、2004年度の図書館全体の利用状況の要点だけをご報告いたしました。

国際版画美術館主幹　版画美術館からは、6月25日から9月25日の期間に開催いたします「暮らしの版画～毎日を楽しむために～」という展覧会の開催内容を報告いたします。

展覧会の内容自身は、今まで版画という芸術的分野のことに非常に多くかかわって展覧会を企画してきましたが、今回は自分たちの今生きている生活または歴史の中で、その生きてきた生活とか、そういったこととのかかわりの中の版画というよりは刷られた絵、図像というものがどういうふうに生き、そしてあったのかということを考えて展示いたしました。

その展示の構成は4つから成っております。これは裏面にあります。1つは祈り、仏教版画、民衆版画、いわゆる宗教とか、そういった庶民の思いが込められた作品。それから、2番の書物、これはいわゆる絵本とか、そういうものを見ていただく中から、その絵本の中からどういうアイデアが出てきたのかというようなもの、その本というものがどういうふうに自分たちの生活、そして子どもたちの生活にかかわってきたのかということを考えて企画展示しております。3つ目としては、メディア、いわゆる今はテレビとか、そういったもので情報を得られるわけですけれども、そういったものがない時代には、版画、いわゆる錦絵とか、そういうものを通して情報を多くの人たちが得ていたということで、当館で所蔵しております西南戦争関連の錦絵、それからフランスの諷刺画、ナポレオン関連の民衆版画というようなものを展示してみたいと思っております。4番目

は生活ということで、ここは中国の年画、お正月に飾る絵、いわゆる子どもたちの発育をよくする、そして子どもたちにもっと幸せな生活をと祈りを込めた、そういう中国の民衆版画、それから子どもたちの遊びとして使われてきた「あやつり人形」だとか「着せ替え人形」、そういうものが数多く版で刷られており、そういうものを一堂に介して展示する予定になっております。

展示総点数は約160点で、第1企画室で開催いたします。

それから、催事といたしまして学芸員によるギャラリートークを延べ6回計画しておりまして、より来館者との接点を多く持ちたいと考えております。

指導課副参事 続いて、指導課から、中学生の職場体験事業につきまして、現状をご報告させていただきます。

中学生の職場体験事業につきましては、以前の定例教育委員会でご報告したところですが、最近のニートとかフリーターなどと呼ばれる定職につかない青少年の増加ですとか、地域社会の人間関係の希薄化など、青少年の社会参加意欲の低下が懸念される環境の中で、子どもたちの生きる力を育て、身近な大人が真剣に働く姿を目の当たりにさせてここで、子どもたちの個々の生き方を見つける契機となることをねらい、目的といたしまして、公立中学校全校の2年生約2800人の生徒を対象に、本年9月26日から9月30日までの連続5日間、授業の一環として、町田市内外の事業所や公共施設等におきまして職場体験を実施する、こういうものでございます。

この事業の前提となりますのは、その2800人の生徒たちの受け入れ先事業所の確保でございます。このことにつきましては、ことしの2月から、町田商工会議所ですとか町田商店会連合会を始め市内の各機関、団体にご参画いただきまして職場体験推進協議会を立ち上げ、市役所庁内におきましても推進委員会を設置して、各部局からの協力を依頼するとともに、個別の各種団体への説明会の実施ですとか、広報やホームページへの掲載、また学校教育部管理職による訪問依頼等々を実施してきたところでございます。

しかし、現状の受け入れ事業所数は約1400人分の確保にとどまっておりまして、諸事情を考えれば 諸事情と申しますのは、授業の一環として総合的な学習の時間という意味づけで行う学校等も多いことから、生徒に少しでも職場の選択をさせてやりたいという思いと、事業所様の何らかの事情によるキャンセルなどを想定してということでございますが、少なくともあと2000人分の受け入れ先事業所の確保が求められているところでございます。

そこで、急遽、既に新聞報道等でご存じのことと思いますが、町田市の市長部局を含めた部長級職員、それから学校教育部並びに生涯学習部の管理職及び係長級職員約150人を動員いたしまして、先週5月23日から今週6月3日までの2週間にわたり、市内約3000事業所の訪問依頼、ローラー作戦を現在展開しているところでございます。

現状で今後のスケジュールを考え合わせますと大変厳しい状況でございますが、必要事業所の確保に向けて頑張ってまいります。

委員長 以上で報告事項の報告が終わりました。

何か質問、その他ございましたらどうぞ。

井関委員 報告事項2番目の町田市地域子ども教室推進事業についてですが、これは、先ほど訂正がありました南成瀬子ども教室は、通称たからじまとなっているというふうなことですが、その方からご案内状をいただいているんですが、もともと土曜日になんなる子ども広場ということでやっていられたので、それを拡大させたような感じに受け取ったんです。

先月、ひなた村の報告のときに、近ごろの子どもは遊び場をわざわざ大人が設けないと、テレビゲームに走っちゃってしようがないということで、ひなた村とか、あるいはこういうような大人が遊ぶところをつくってあげるというようなことが必要になってきているんですが、質問としては、学校のボランティアのコーディネーターみたいになっていたいているわけですけれども、費用よりも、文部科学省のお墨つき、公認されたということが非常に重要視されているのかということと、あともう1つは、実際に予算がどのくらいいくのか、市では負担分があるのかということをちょっとお尋ねします。

実際、内容を見ますと、前は子どもたちは、けがと弁当は自分持ちというふうにビラに書いてあったんですけども、今度のは傷害保険を適用して登録制にすると。だから、最初にだれだれさんが出てくるということを登録しなきゃいけないようなことになっているんです。これは世の中だから仕方がないと思うんですが、先ほどの質問2つ、文部科学省のお墨つきという意味がどのくらいあるのかということと、あと予算です。

委員長 という質問ですけれども、それから先ほど説明の中には、前年度から継続する2カ所と、新たに地域から実施希望があった6カ所と説明がありましたけれども、実施希望があれば設定できるんですか。それとも、やっぱり予算とかその他の絡みがあるんでしょうか。さらっと見ると、忠生とか木曽とか小山田桜台を含めた小山田、鶴間方面には設定されていないんですけども、そこらあたり、希望があったのかないのか、あつ

ても、またいろいろな事情で今回はできないのかも含めてお聞きします。

社会教育課主幹 ご質問の2点をまずお話をさせていただきます。

この事業は文部科学省の委託事業ということで、主催は文部科学省になりますので、こちらの関係から、東京都の運営協議会を経て市町村の実行委員会に再委託という形になるわけですが、今年度の内示額につきましては488万2073円という提示がありました。この提示に対して、計画段階で申請しました金額は827万4700円でした。差額につきまして41%の減額という形になっているわけですが、これは全国で2年目ということで、実施する実行委員会、あるいは地域子ども教室の単位がかなりふえたということで、計画金額そのものを内示を受けることはできませんでした。

この再委託の内訳は、報償費、消耗品等、内訳の項目があるんですが、今年度は実行委員会の中で、この委託費用、国の考え方は1人当たり2000円以内ということで、町田市でもかかわっていただく指導者、あるいは安全管理ボランティアというところで2000円を計上したのですが、今回この41%の減額がありましたので、1人当たり1000円という形で、この1000円という金額で算出しますと内示額どおりできるということで、ほかの消耗品費等の購入については当初の計画どおりといたしました。

市の負担につきましては、市は直接このことについての負担はありません。ただし、国の方は、先ほどお話がありましたように、安全に対する管理は国の責任ということもありますので、安全管理に対しては十分な注意を払うことということと、もう1点、参加者が保険料を自己負担するというのが原則でした。しかしながら、町田市の状況では、保険料をもって、その子どもの居場所に参加するというのは現実なかなか難しいということで、子ども生活部児童青少年課の予算で一括で保険加入をしております。ですから、その保険の加入については市の担費ということになっております。

先ほど、各地域は実施母体が健全育成地区委員会であったり、PTAの今まで遊び場開放をされた方が中心になったり、野津田にありますように、冒険遊びを主体に、あるいはかえで文庫のように文庫活動という母体を中心に実施をするという形で行っておりますので、各団体は、やはりその活動自体が国の居場所づくりの位置づけにあるということを1つのPRとして参加者を募集するということにとっては大変なメリットを感じているかと思います。

新規分につきまして、今年度6カ所というふうに最終的に計画が出たんですが、当初9カ所の希望がありました。ただ、話を詰めていきますと、通常、各地域で行われている事

業を、この国の予算をいただいて実施するということをしなくてもみずから之力でできるという判断をされたところもありまして、6カ所に落ちついたという現状です。この新規分については国の委託事業があるということで、広報にお知らせして、地域の方に、こういう継続的な事業を進めることに対して、希望のあることに関して希望を募って計画書を提出していただきました。地域に偏りがあって、なかなか地域が継続的に事業を進めることに踏み切れないというようなご判断で、やはりちょっと地域にはらつきがあるというのが現状です。

委員長 ほかにございますか。 以上で報告事項を終了いたします。

以上で第3回定例教育委員会を閉会いたします。

午前11時28分閉会